

第2弾

工場の緑についてあなた

の意見をお聞かせください 市が条例案を作成しました

明石市には、二見の人工島のほか市街地にも多くの大規模工場があります。市はこれまで、工場の緑地のあり方について検討会を設置し議論を重ねてきました。このたび、検討会からの意見を受けて、条例案を作成したので意見を募集します。
お問い合わせ / SDGs 推進室 (TEL 918-5010 FAX 918-5101)



工場緑地のあり方検討会

環境・社会・経済の三側面から議論。学識経験者や市民委員など10名の委員で構成されています。



これまでの検討内容

1 工場を取り巻く現状と課題

建て替えたいが、法律ができる前に建てた工場なので、同じ規模を維持することが難しい

地域経済のさらなる活性化 など

2 工場緑地の役割・機能

工場の緑地もまちの緑の資源として重要

防災・減災機能はしっかり維持してほしい 地球温暖化・生物多様性の観点もある など

3 これからの工場緑地のあり方

緩和する or しない 緩和するエリア 市内全域 or 限定 など

緩和したときの周辺への影響 (CO₂、景観など) など

これまでの検討状況 詳しくはこちらに掲載しています



明石の未来をつくる これからの工場緑地のあり方へ



工場緑地のあり方検討会 会長 田端 和彦 (兵庫大学副学長)

明石のまちは、豊かな自然とこれまで育んできた地域コミュニティ、そして地域に根差した企業によって形成されています。検討会では、さまざまな立場から明石の未来を見据えつつ、工場緑地のあり方について議論を行ってきました。環境・社会・経済それぞれの分野で、みんなが協力し合い「三方よし」を目指すための「明石モデル」と呼べるような意見をまとめました。今後の市の制度設計に役立てていただきたいと思います。

検討会からの意見(答申)

1 明石のまちづくりに沿った制度に

工場緑地のあり方についても、「SDGs 未来安心都市・明石」のまちづくりの理念・方針との整合性を図る。



3 「明石市版ネット・ポジティブ・インパクト」制度を導入

開発で生じるマイナスの影響に対して、それを上回る取り組みによって全体の影響をプラスにする「ネット・ポジティブ・インパクト」の考え方を導入し、環境・社会・経済のそれぞれにプラスの効果がある制度に。

2 「市内全域」で「条件付き緩和」を

工場が抱える課題対応の必要性和、市民生活への影響を考え、条件付きで緩和することが適当。エリアは市内全域を対象に。

4 市街地を10%以上、人工島を5%以上に

緩和後の緑地面積率については、市民の居住区域と工場が隣接している市街地は10%以上、産業団地である南二見人工島は5%以上が適当。

▶ほかにさまざまな意見が

- ・緑の量や樹木、景観を考慮するなど、質の高い緑地を形成することも大切
- ・地域と企業が接点を持つことで話し合いや相互理解の良い機会になる
- ・企業の新たな負担とならないようにしてほしい
- ・必要に応じて見直し、社会変化に柔軟に対応していくべき など

※答申の詳しい内容はこちら



みなさんからいただいた意見や答申を踏まえ、市が条例案を作成しました



市が作成した条例案

市は、検討会からの意見を踏まえて工場緑地の緩和に関する条例案を作成しました。環境・社会・経済の三側面からの統合的な取り組みで、「三方よし」となるよう制度設計を行いました。

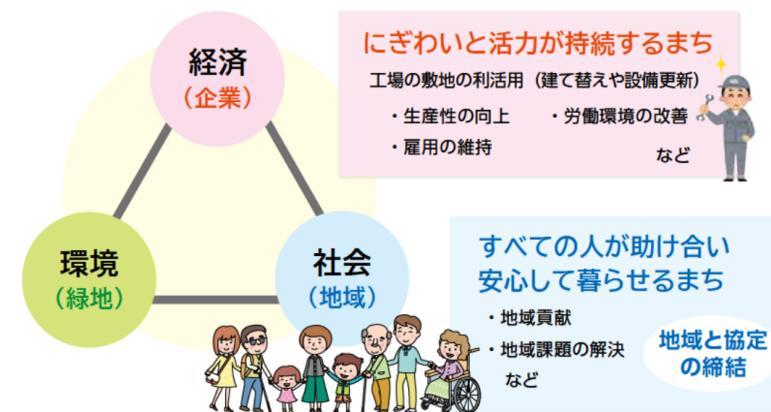
工場緑地面積率 20%以上 → 市街地 10%以上、南二見人工島 5%以上 エリア 市内全域

人にも自然にも地球にもやさしいまち

良質な緑地の形成 CO₂ 排出量削減の取り組み など

市の条例案のポイント

「緩和する前よりも全体をプラスに」



にぎわいと活力が持続するまち 工場の敷地の利活用 (建て替えや設備更新)

- ・生産性の向上
- ・労働環境の改善
- ・雇用の維持 など

すべての人が助け合い安心して暮らせるまち

- ・地域貢献
- ・地域課題の解決
- など

工場緑地の緩和に関する条例案 ご意見をお寄せください

2月13日(日)までに、持参、郵送(必着)、ファクシミリ、メール(住所・氏名・年齢・電話番号・意見(様式自由)を記入)でSDGs推進室へ

※条例案の内容は、市ホームページに掲載するほか、行政情報センター、あかし総合窓口、各市民センターなどで閲覧できます。



条例案はこちらから→

宛先・お問い合わせ

〒673-8686 市役所本庁舎3階 SDGs 推進室
TEL 918-5010 FAX 918-5101
seisaku@city.akashi.lg.jp

工場の緑地って?

今から50年ほど前、公害問題を背景に工場周辺の生活環境との調和を保つため、大規模な工場*を建てる際には、敷地内に緑地を確保しないといけないという法律ができました。

*敷地面積9000㎡以上または、建築面積の合計3000㎡以上の特定工場

工場立地法では…

敷地の20%以上は、「緑地」を備えることが定められています

「緑地」って?

樹木や芝、花壇、屋上緑化などを備えた土地のこと

市内にはどれくらい工場があるの?

この法律の対象となる大規模な工場は、南二見人工島に22工場、市街地に22工場(うち18工場が、法律ができる前から立地しているため緑地面積が法準則に達していない工場)があります。

他市の状況は?

法律が改正された平成24年ごろから、緑地面積率の割合を引き下げる(緩和)動きがあります。緩和しているのは県内41市町中18市町で、自治体により対応はさまざまです。

近隣で緩和している主な自治体

神戸市(一部に限る)、加古川市、播磨町、高砂市など

近隣で緩和していない主な自治体

西宮市、三木市、小野市、淡路市、稲美町など

これまでの動き

- 令和2年11月 明石商工会議所から市議会に「工場立地法による緑地面積率緩和に関する請願書」が提出され、12月議会で採択
- 令和2年12月 第1回工場緑地のあり方検討会を開催
- 令和3年1月 第2回、同検討会を開催
- 令和3年3月 第3回、同検討会を開催
- 令和3年4月 広報あかしで市民の意見を募集
- 令和3年10月 第4回、同検討会を開催
- 令和3年11月 第5回、同検討会を開催
- 令和3年12月 12月議会にて「明石市工場立地法地域準則条例」が議員提出議案として上程され可決
- 令和4年1月 同検討会から答申を市へ提出

これからの動き

- 令和4年1~2月 市の条例案への意見を募集
- 令和4年3月 答申にもとづいた市の条例案を3月議会上程予定

